

# 奨学金制度のご案内

平成31年4月

大阪府教育庁

## 奨学金制度とは？

奨学金制度とは、経済的理由により進学をあきらめることなく、自らの能力や適性等にあった進路を自由に選択できるよう支援していく制度で、先輩奨学生から返還されたお金を財源として、新たな奨学生に貸与していく制度です。

奨学金には、日本学生支援機構、大阪府育英会奨学金があり、また、家庭事情に応じて母子・父子・寡婦福祉資金貸付や生活福祉資金貸付など様々な制度があります。

奨学金は、将来の社会を担う人づくりを支援するためのものです。このリーフレットは、これら制度を十分理解し、有効に活用いただくために作成いたしました。

奨学金制度は、先輩から返還されたお金を財源として、新たな奨学生に貸与していく制度ですので、利用する場合はしっかりとした返還計画を立ててください。

## 目 次

奨学金制度一覧表	1
政府・民間の教育ローンの概要	7
市町村奨学金制度・市町村入学資金一覧表	9
高校における1年次納付金（入学料・授業料、学習費）参考例	11
大学等における1年次納付金参考例	12
奨学金制度全般についての問い合わせ先	13

※大阪府看護師等修学資金は平成29年4月から新規の貸与は中止しています。

※是川奨学財団交通遺児奨学資金は平成29年度から休止しています。



名 称	資 格	学 種 ・ 貸 与 額	募集時期・貸与期間	取扱窓口	
<b>大 阪 府 育 英 会</b> 都島区網島町6-20 大阪私学会館内 Tel.(06)6357-6272 <a href="http://www.fu-ikuei.or.jp">http://www.fu-ikuei.or.jp</a>	<b>■貸付対象</b> 保護者（親権者）が大阪府民であって、下記所得基準（保護者所得合算）を満たし、高校等に進学を希望、又は在籍する生徒の方 <b>■所得基準</b> <b>○奨学資金</b> 1 国公立・私立とも 道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算 418,500円未満 （年収めやす（※1）800万円未満） 2 私立のみ 道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算 418,500円以上578,500円未満 （同800万円以上1,000万円未満） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">             ※1 年収めやすは、保護者のうちどちらか一方が働き、子ども2人（高校生1人・中学生1人）の4人世帯の場合の例です。（実際は、道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算（保護者合算）により判定します。）           </div>	<b>■貸付限度額【年額】</b> ※貸付額は下記貸付限度額の範囲内で希望する額 【1万円単位】（無利子） 1 国公立・私立とも 授業料実質負担額（※2）＋その他教育費10万円 （授業料負担が実質無償となる場合は、10万円） 2 私立のみ 24万円 （授業料実質負担額（※2）が24万円を下回る場合は、その額。 また、道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算が418,500円以上507,000円未満（年収めやす800万円以上910万円未満）で、私立高校生を含んで2人以上の子どもを扶養する世帯が大阪府授業料支援補助金の給付を受ける場合は、貸付限度額が異なる、もしくは貸付対象外となる場合があります。） （※2）各校の授業料年額から、国の就学支援金や大阪府の授業料支援補助金、学校独自の減免等を差し引いた、実質的な授業料負担額をいいます。	<b>■募集期間</b> ○予約募集（奨学資金・入学時増額奨学資金） 中学校3年生時の 8月下旬～10月上旬頃 で各学校が定める期間 ○在学募集（奨学資金のみ）（※3） 高校等進学（進級）後の4月中旬～ 5月上旬頃で各学校が定める期間 （※3）入学時増額奨学資金は進学後に、申込みはできません。 <b>■貸付期間</b> 奨学生採用年の4月から、在学する学校の最短期間（進級の終期まで）	在学する学校、 又は 大阪府育英会 採用貸付課	<b>■予約採用後の手続き</b> 高校等への進学後、各学校が定める期間内に、所定の手続きを行うことで正式に奨学生となります。（手続きをしなかった場合は辞退したものとみなされます。） <b>■緊急時の申込</b> 生徒が、保護者（親権者）の失業や病気等により家計が急変し、修学が困難となった場合、随時奨学金貸付の申込ができます。 <b>■貸付対象校</b> ・高等学校（中等教育学校の後期課程を含む） ・特別支援学校高等部 ・高等専門学校 ・専修学校高等課程（修業年限1年以上） <b>■返還</b> 返済された奨学金は、後輩たちの奨学金の資金になります。約束どおりの返還が困難な場合は、速やかに大阪府育英会にご連絡ください。
	<b>○入学時増額奨学資金</b> 国公立・私立とも 道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算 257,500円未満（同590万円未満）	国公立 … 5万円以内 私 立 … 25万円以内	<b>■貸付期間</b> 高校等入学前 ※進学後の貸付はできません。		
<b>大阪府公立高等学校            定時制課程及び通信制            課程修学奨励費</b> 府教育庁教育振興室 高等学校課 大阪市中央区大手前3丁目 2-12 Tel.(06)6941-0351代表 内線3432	1 大阪府の区域内にある公立高等学校の定時制課程又は通信制課程に在学している35歳未満の者であること。 2 経済的理由により著しく修学が困難な者であって、生徒本人及び保護者（親権者等）それぞれの道府県民税・市町村民税所得割の合計額が85,500円未満の者であること。 また、平成31年4月1日時点で生徒に保護者がいない場合は、当該生徒本人の道府県民税・市町村民税所得割額が85,500円未満の者であること。 3 経常的収入を得る職業に就いている者であり、原則として年間120日以上勤務していること。 4 大阪府育英会の奨学金の貸与を受けていない者であること。 5 原則として四年間で修了し卒業までに至る学習計画を有すると認められる者であること。（教科・科目の履修状況）	<b>貸与額</b> 月額9,000円に申請年度の在学月数を乗じた額 ※奨学のための給付金を給付される者は、上記の貸与額から奨学のための給付金の給付決定額を減じた額が貸与額となります。 また、教科用図書購入代金相当の額を、上記の貸与額に加算する場合があります。	<b>申請時期</b> 10月上旬～10月下旬（予定） <b>貸与決定時期</b> 12月中旬（予定） ※申請時期及び貸与決定時期については、変更になる場合があります。	在籍する学校	<b>返還免除</b> 1 高等学校の定時制課程若しくは通信制課程を卒業した場合、又はその他これに準ずると認められる場合 2 転勤その他やむを得ない理由により退学した場合 3 死亡、疾病、災害その他やむを得ない理由により修学奨励費を返還することが困難であると認められる場合
<b>生活福祉資金貸付制度            教育支援資金            （教育支援費・就学支援費）</b> （社福）大阪府社会福祉協議会 中央区中寺1-1-54 Tel.(06)6762-9474 <a href="http://www.osakafusyakyo.or.jp/">http://www.osakafusyakyo.or.jp/</a>	大阪府内に居住していること 他からの融資を受けることが困難な低所得世帯	<b>教育支援費</b> （月額）（無利子） 高校 … 35,000円以内 高専 … 60,000円以内 短大 … 60,000円以内 大学 … 65,000円以内 <b>就学支援費</b> （無利子） 500,000円以内	○随時申込 （事前相談必要） ○入学年度の4月末までに申し込むこと	市町村の社会福祉協議会 （大阪市内は各区保健福祉課）	○高校には、専修学校の高等課程を含みます。 ○短大には、専修学校の専門課程を含みます。 （大学院・外国留学は対象外）

名 称	資 格	学 種 ・ 貸 与 額	募集時期・貸与期間	取扱窓口	
<b>母子・父子・寡婦福祉資金 貸付制度 (修学資金・就学支度資金)</b> 子を扶養する親が居住する市町福祉事務所（福祉事務所の設置されていない町村にお住まいの方は、府子ども家庭センター）  <a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/kateishien/boshikatei/kashitsuke.html">http://www.pref.osaka.lg.jp/kateishien/boshikatei/kashitsuke.html</a>	20歳未満の子を扶養している母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦（配偶者の無い女性で、かつて母子家庭の母だった方）が扶養する子、もしくは父母の不在20歳未満の児童。 なお、返済能力のある母や父、第三者を連帯保証人に設けることで、子自身が借主として貸付申請できる場合もあります。  ※20歳未満の子が申請する場合は、連帯保証人と法定代理人が必要  ※返済能力を有すること	<b>修学資金（月額）</b> ※府内高校は私立・公立とも授業料無償のため貸付対象外 府外私立高校（自宅外）…52,500円以内（無償化との差） ※公立・自宅通学の場合 大学・短大・専門学校 … 67,500円以内 大学院（修士） …132,000円以内 <b>就学支度資金（入学時のみ）</b> ※公立・自宅通学の場合 高校・高専 150,000円以内 短大・大学 370,000円以内 大学院380,000円以内  ※必要かつ返済可能な範囲での貸付額となります。 ※貸付上限額は、自宅通学・自宅外通学、公立・私立等の区分により異なります。	○申込期間 ・修学資金 入学決定後随時 ・就学支度資金 入学決定後～入学命等納入前 ※要件により貸付できない場合があります。 貸付金の交付までに時間を要しますので、お早めにご相談ください。  ○修学資金の貸与期間 申請月から在学する学校の最短修学年限の終期まで貸付	子を扶養する親が居住する市町福祉事務所（福祉事務所が設置されていない町村にお住まいの場合は府子ども家庭センター）	○高校授業料実質無償化は貸付対象外  ※日本学生支援機構・大阪府育英会等との併用については、貸付限度額との差額の範囲内で、貸付が受けられる場合があります。  ※外国留学は貸付対象外 ※返済開始：卒業後6か月間の据置期間経過後 ※違約金：年5.0%
<b>介護福祉士修学資金 社会福祉士修学資金</b>  (社福) 大阪府社会福祉協議会 大阪福祉人材支援センター 中央区中寺1-1-54 Tel.(06)6776-2943 (修学資金直通)  <a href="http://www.osakafusyakyuo.or.jp/fcenter/Cms/Public/topic/16">http://www.osakafusyakyuo.or.jp/fcenter/Cms/Public/topic/16</a>	介護福祉士もしくは社会福祉士養成施設に在学する方で、卒業後、大阪府内の社会福祉施設等で介護福祉士又は社会福祉士として就労することを希望する方。  ※ 社会福祉士養成施設に福祉系大学は含まれません。	<b>貸付金（無利子）</b> 介護福祉士・社会福祉士 月 額 50,000円以内 ※1 貸付けの初回に入学準備金として200,000円以内、最終回に就職準備金として200,000円以内をそれぞれ加算することができます。ただし、貸付対象者が夜間部、社会福祉士短期養成施設または通信課程に在学する場合は就職準備金の貸付けはできません。 ※2 介護福祉士国家試験を受験する意思のある方については、国家試験受験対策費用として、一年度当たり40,000円を加算することができます。 ※3 養成施設入学前に生活保護受給世帯の方であって入学後に生活保護が廃止された方（以下「生活保護受給世帯であった方」という。）又はこれに準ずる経済状況にある方（以下「準ずる経済状況の方」という。）については、生活費の一部に充当できる費用（以下「生活費加算」という。）を加算することができます。ただし、生活保護費との併給は認められません。 <生活費加算の額> ●生活保護受給世帯であった方 貸付申請時の居住地の生活扶助基準の居宅（第1類）に掲げる額のうち、貸付対象者の年齢に対応する年齢区分に相当する額以内。注）貸付決定後に転居・加齢等を理由とする額の変更は行いません。 ひと月あたり33,560円から43,300円までの範囲内で加算できます。注）貸付申請時の居住地及び年齢によって加算限度額が異なります。） ●準じる経済状況の方	【一般募集】  ○申請期間 4月初旬～4月下旬  ○貸付期間 在学期間   【入学前募集】  ○申請期間 養成施設入学前に生活保護受給世帯の方であって入学後に生活保護が廃止される見込みの方を対象。申請は養成施設合格後から3月末まで。  ○貸付期間 在学期間	在学している養成施設          (社福) 大阪府社会福祉協議会に直接申し込み	返還の免除 介護福祉士もしくは社会福祉士養成施設を卒業後、介護福祉士又は社会福祉士として大阪府内の社会福祉施設等で介護又は相談援助の業務に引き続き5年間従事したとき。  返還免除要件を満たさない場合や養成施設を退学した場合は、貸付期間と同等の期間で一括もしくは分割のいずれかの方法により返還していただきます。
<b>保育士修学資金貸付</b> 問合せ先 (社福) 大阪府社会福祉協議会 大阪福祉人材支援センター 大阪府中央区中寺1-1-54 Tel.06-6776-2943 <a href="http://www.osakafusyakyuo.or.jp/fcenter/">http://www.osakafusyakyuo.or.jp/fcenter/</a>	1.優秀な学生であって、かつ家庭の経済等から真に修学資金の貸付が必要な方 2.大阪府内に在住している又は大阪府内の指定保育士養成施設に在学しており、卒業後大阪府内の保育所等で就労することを希望する方 3. 指定保育士養成施設で学ばれる方	<b>保育士修学資金（無利子）</b> 学費月額 5万円以内（月額） 入学準備金20万円以内（入学時） 就職準備金20万円以内（卒業時）など	○申請期間 【通常申請】 入学後4月末日まで養成施設にて申請 【事前申請】 入学前、10月1日～2月28日 ただし低所得世帯に属する高校3年生対象（平成30年度実績） ○貸付期間 在学期間	【通常申請】 在学する養成施設 【事前申請】 大阪府社会福祉協議会 大阪福祉人材支援センター	○返還の免除 卒業後5年間府内の保育所等に従事した場合
<b>あしなが奨学金</b>  あしなが育英会  東京都千代田区平河町 1-6-8 Tel.(0120)77-8565 <a href="http://www.ashinaga.org/">http://www.ashinaga.org/</a>	保護者等が、病気や災害（道路における交通事故を除く）もしくは自死（自殺）などで死亡したり、著しい後遺障害（1～3級）で働けないため、教育費に困っている家庭の生徒・学生	<b>奨学金（月額）（無利子）</b> 高校・高専（1～3年生） 国公立 25,000円 私立 30,000円  大学・短大 一般 40,000円 特 別 50,000円 専修学校・各種学校 40,000円 大学院 80,000円  <b>入学一時金（無利子・予約採用者に限る）</b> 私立高校 300,000円 私立大学 400,000円	<b>○募集期限</b> ・高校・高専 第1次募集 4月1日～5月20日 第2次募集 5月21日～9月30日 ・大学・短大・専修学校・各種学校・大学院 4月1日～5月20日  ・予約（大学・高校） 中3：第1次募集 4月1日～7月31日 第2次募集 8月1日～12月15日 高3： 4月1日～6月30日	在籍する学校（直接出願可）	

名 称	資 格	学 種 ・ 貸 与 額	募集時期・貸与期間	取扱窓口	
<b>交通遺児育英奨学金</b> (公財) 交通遺児育英会  東京都千代田区平河町 2-6-1 7リ-ダイヤル 0120-521286  <a href="https://www.kotsuiji.com/">https://www.kotsuiji.com/</a>	保護者等が道路における交通事故で死亡したり、著しい後遺障害で働けないために、経済的に修学が困難な生徒・学生(申込時29歳までの人)  <b>※著しい後遺障害とは</b> 自動車損害賠償保障法施行令別表第1及び別表第2の第1級から第7級までの障害  <b>家計基準(給与所得者)</b> 高校・高専 780万円(360万円) 大学・短大・専修学校専門課程・各種 940万円(520万円) ※ ( ) 内数字は給与以外の所得者	<b>奨学金</b> (月額)(無利子) 高校・高専・専修学校高等課程 20,000円、30,000円、40,000円から選択 大学・短大 40,000円、50,000円、60,000円から選択 専修学校専門課程・各種学校 40,000円、50,000円、60,000円から選択  <b>入学一時金</b> (無利子、1年生入学後に貸与) 高校・高専・専修学校高等課程 200,000円、400,000円、600,000円から選択 大学・短大 400,000円、600,000円、800,000円から選択 専修学校専門課程・各種学校 400,000円、600,000円、800,000円から選択  <b>進学準備金</b> (無利子) 高校奨学生でかつ大学・専門学校奨学生予約決定者のみ 400,000円、600,000円、800,000円から選択	<b>○募集期間</b> ・在学 高校・高専 奨学金 4月～1月  大学・短大 奨学金 4月～11月  専修・各種 奨学金 4月～12月  ・予約(大学・高校) 中3：第1次募集 4月～9月 第2次募集 10月～2月 高3：第1次募集 4月～9月 第2次募集 10月～1月 専修・各種：4月～2月	直接、電話かインターネットのホームページから応募書類を申込み、直接出願	○他制度と併給可
<b>(公財)大阪交通災害遺族会奨学金</b>  〒542-0012大阪府中央区谷町7丁目4番15号 大阪府社会福祉会館内 紀尾井町ビル11階  TEL 06-6761-5296 FAX 06-6761-8526 e-mail: info@pansy.or.jp  <a href="http://www.pansy.or.jp/">http://www.pansy.or.jp/</a>	大阪府内に在住で保護者を交通事故で亡くされた交通遺児の方	<b>○奨学金</b> (無利息) 毎月最高2万円まで  <b>○校種</b> 高等学校(全日制・定時制・通信制)・高等専門学校・大学(短大含む)・大学院・専門学校  <b>○入学準備金</b> (無利息) 公立・私立中学校 100,000円 公立高校・高等専門学校 100,000円 私立高校・専門学校・公立大学 200,000円 私立大学 300,000円	<b>○募集時期</b> 随時  <b>○貸与期間</b> 高等学校 3か年 大学 4か年	(公財)大阪交通災害遺族会事務局	・中学校・高等学校卒業時に祝金を支給。 ・他団体の奨学金との併用可 ・卒業証明書を提出した場合、奨学金貸与総額の20%を免除
<b>(一財)道路厚生会交通遺児修学資金援助事業</b>  東京都千代田区紀尾井町3-12 紀尾井町ビル11階 TEL(03)6674-1761 (平日 9:30~12:00, 13:00~17:00)  <a href="http://www.douro-kouseikai.org/">http://www.douro-kouseikai.org/</a>	<b>○修学資金</b> 1 東日本・中日本・西日本高速道路株式会社が管理する道路において交通事故により亡くなられた方の遺児 2 高等学校等に在学中の遺児 3 申込時、次のいずれかの経済状態にある方 ー所得税を納めていない・住民税又は住民税の所得割を納めていない・生活扶助を受けている  <b>○卒業祝金</b> ・当修学資金の援助を受けながら高等学校等を卒業した遺児	<b>○校種</b> 高等学校(全日制・定時制・通信制)・高等専門学校の3年生以下・特別支援学校(盲・聾・養護学校)の高等部・専修学校の高等課程  <b>○修学資金</b> 1人1年間 282,000円 ※年度途中の新規申込は月割となります。  <b>○卒業祝金</b> 100,000円	<b>○募集時期</b> 随時 ※高等学校等入学前でも事前登録が可能です。事前登録の方へは、高等学校等への入学対象年齢になる年度に申込の案内を送付いたします。  <b>○給付期間</b> 学校が指定する修了年にかかわらず、最高3か年	(一財)道路厚生会交通遺児修学資金給付係に直接申込	・修学資金、卒業祝金ともに返還の必要はありません。 ・他団体から奨学金や一時金の貸付・給付を受けている場合でも給付対象となります。

名 称	資 格	学 種 ・ 貸 与 額	募集時期・貸与期間	取扱窓口	
<b>アフラック小児がん経験者 ・がん遺児奨学金制度</b>  アフラック 広報部 社会公共活動推進課  TEL(03)5908-6413  <a href="http://www.aflac.co.jp/corp/mesena/mesena_kids_02/">http://www.aflac.co.jp/corp/mesena/mesena_kids_02/</a>	以下の要件をすべて満たしていること <b>【がん遺児】</b> 1 主たる生計維持者を「がん」(悪性新生物)で亡くし、経済的理由により援助を必要とすること。 2 奨学金申請時における前年度の世帯の収入または所得が指定の条件を超えないこと。(詳細は募集要綱を確認ください) 3 2019年4月時点で高等学校、特別支援学校の高等部、中等教育学校の後期課程、高等専門学校、専修学校の高等課程に在学中であること。(当年度入学希望者を含む) 4 直近の学習成績評定平均値3.5(5段階評定)以上の方(評定値を付さない学校の在学学生についてはこれに相当する方)、または特定の分野において全国あるいは都道府県レベルで優れた実績がある方。  <b>【小児がん経験者】</b> 1 18歳未満で小児がんを発症した小児がん経験者で、経済的理由により援助を必要とすること。 2 奨学金申請時における前年度の世帯の収入または所得が指定の条件を超えないこと。(詳細は募集要綱を確認ください) 3 2019年4月時点で高等学校、特別支援学校の高等部、中等教育学校の後期課程、高等専門学校、専修学校の一般課程または高等課程に在学中であること。(当年度入学希望者を含む)	<b>奨学金</b> (支給月額) 25,000円(予定)  毎年4期に分けて、7・11・3月に4か月分をまとめて給付	<b>○募集期間</b> 11月初旬～翌年2月末(必着)  <b>○支給期間</b> 最短修業年限		本修学資金は給付制ですので返還の必要はありません。
<b>アフラック小児がん経験者 ・がん遺児奨学金制度</b>  公益財団法人 がんの子どもを守る会  TEL03-5825-6311  <a href="http://www.ccaj-found.or.jp/support-01/">http://www.ccaj-found.or.jp/support-01/</a>	以下の要件をすべて満たしていること(詳細は募集要綱を確認ください) <b>【共通】</b> ・募集年度の4月時点において高校学校等に在学予定の方 ・奨学金申請時における前年度の世帯の収入または所得が所定の上限を超えない方  <b>【がん遺児】</b> ・「がん」により主たる生計維持者を失った遺児で、経済的理由により援助を必要とする方 ・直近の学習成績が、定平均値3.5(5段階評価)以上の方、評定値を付さない学校の在学学生についてはこれに相当する方、または特定の分野において全国あるいは都道府県レベルで優れた実績のある方(全国大会出場等)  <b>【小児がん経験者】</b> 18歳未満で小児がんを発症した小児がん経験者で、経済的な理由により援助を必要とする方	<b>奨学金</b> (支給月額) 20,000円  毎年4期に分けて、7・11・3月に4か月分をまとめて給付	<b>○募集期間</b> 11月初旬～翌年2月末(予定)  <b>○支給期間</b> 高校卒業(正規の最短修業期間)まで		本修学資金は給付制ですので返還の必要はありません。
<b>中国帰国子女高等学校等 奨学金</b> (財)山崎豊子文化財団 堺市西区浜寺昭和町3丁 391番地2 TEL(072)266-2522	府内に住所を有し、府内の高等学校等に入学を希望する生徒であり、かつ保護者(祖父母、曾祖父母等を含む)が引揚者で、終戦前(昭和20年9月2日以前)から引き続き中国に居住し、近年永住の目的をもって帰国したもの。	<b>奨学金</b> (支給月額) 大阪府下の高校・高専・専修学校 (修業年限2年以上の学科の高等課程)  20,000円	<b>○募集期間</b> 11月1日～11月25日 <b>○支給期間</b> 最短修業年限(3年)	在学する中学校	本奨学金は給付制ですので返還の必要はありません。



名 称	資 格	学 種 ・ 貸 与 額	募集時期・貸与期間	取扱窓口	
<b>公益財団法人</b> <b>朝鮮奨学会奨学金</b> 指導部 東京都新宿区西新宿1-8-1 新宿ビルディング9階 TEL：03-3343-5757 <a href="http://www.korean-s-f.or.jp">http://www.korean-s-f.or.jp</a>	日本の高校及び大学の学部並びに大学院に在学している韓国人・朝鮮人学生（韓国籍・朝鮮籍、本国からの留学生も含む）で、成績優良で、学費の支弁に困っていないが他の奨学機関から奨学金を受給していない者（貸与奨学金、本会奨学金と同額未満の給与奨学金、学内奨学金、日本学生支援機構給付奨学金）	<b>奨学金</b> （支給月額） 高校 10,000円 学部生 25,000円 修士課程 40,000円 専門職課程 40,000円 博士課程 70,000円	<b>○募集期間（入学後）</b> 高校 4月2日～5月10日 大学・大学院  新規応募者4月1日～5月7日 継続応募者4月1日～4月25日	期日までに申請書類を提出すること	本奨学金は給付制ですので返還の必要はありません。郵送の場合は、特定記録で期間内必着（締切日の速達消印は有効） 大学・高校とも申請にあたっては、募集要項に記載している申請要件を十分確認してください。 学部生の応募は2学年以上（削除）
<b>（公財）韓国教育財団</b> <b>奨学金支給事業</b>  （公財）韓国教育財団 東京都港区三田4-6-18 エムアンドエム6F TEL(03)5419-9171 <a href="http://www.kref.or.jp">http://www.kref.or.jp</a>	1 日本の高等学校（韓国学校を含む）・大学・大学院に在学する在日韓国人 2 日本の大学に在学し、韓国学を専攻する日本人 3 海外トップランキング50位以内のMBA課程大学院生で永住権を保持する在日韓国人 4 上記資格に該当する学生で、成績優秀で、学費の支弁が困難	<b>奨学金</b> （支給年額）※貸与ではなく給付です 高校 120,000円 大学 500,000円 大学院 1,000,000円 海外MBA課程 5,000,000円	<b>○募集期間（入学後）</b> 高校 4月中旬～5月下旬 大学 4月中旬～5月下旬 大学院 4月中旬～5月下旬 MBA・ロースクール 随時	期日までに申請書類を民団地方本部及び該当教育院へ郵送提出すること ※海外MBA課程は財団住所へ提出	本奨学金は給付制ですので返還の必要はありません。 奨学金申請にあたっては、財団ホームページを参照し、募集要項に記載している申請要件を十分確認してください。 他団体の奨学金（返済義務なし）との重複支給は認めません。
<b>（一財）青峰奨学財団</b> <b>奨学金支給事業</b> （一財）奨学財団 採用係 東京都新宿区高田馬場1-28-7 高田馬場ヒルサイドバレス302 TEL(03)6205-5961 <a href="http://www.seihou.org">http://www.seihou.org</a>	1 韓国籍を有し、日本の大学に2年生以上在学する者で、成績優秀で品行方正であり、かつ学業を成就するために経済的援助を必要とする者。 2 他の奨学金を受けていない者	<b>奨学金</b> （支給年額） 大学 600,000円 大学院 840,000円	<b>○募集期間（入学後）</b> 4月10日～4月24日	期日までに申請書類を提出すること （郵送）	本奨学金は給付制ですので返還の必要はありません。 申請にあたっては、募集要項に記載している申請要件を十分確認してください。

政府・民間の教育ローンの概要

平成31年4月現在

機関名(名称)	貸付限度額	資格	返済期限	(貸付)利率	申込及び貸付時期	対象校	備考
<p>日本政策金融公庫 (国の教育ローン 教育一般貸付)</p> <p>教育ローンコールセンター Tel. 0570-008656 (ナビダイヤル) または、03-5321-8656</p> <p>※ 申込はインターネットでも可 <a href="http://www.jfc.go.jp">http://www.jfc.go.jp</a></p>	<p>学生・生徒1人につき 300万円以内</p> <p>※今後1年間に必要となる費用</p>	<p>世帯の年間収入の上限額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給与所得者 790万円(子供1人) 890万円(子供2人) 990万円(子供3人)</li> <li>・事業所得者(世帯年間所得) 590万円(子供1人) 680万円(子供2人) 770万円(子供3人)</li> </ul> <p>※子供4人以上の場合はコールセンターにお問い合わせください</p>	<p>15年以内 (交通遺児家庭、母子家庭、父子家庭または世帯年収(所得)200万円(122万円)以内の方については18年以内) (元金据置在学期間内可能)</p> <hr/> <p>※子供の人数が2人以下で世帯の年間収入(所得)が上限額を超える場合でも、世帯の年間収入が990万円(所得770万円)以内の場合、申込対象になる場合があります。詳しくはコールセンターにお問い合わせください。</p>	<p>1.78%</p> <p>31.3現在</p>	<p>一年中いつでも申込可能</p> <p>(但し入学資金については、入学される月の翌月末までの融資実行まで)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高校・高専・特別支援学校の高等部・短大・大学院</li> <li>・専修学校・各種学校・予備校・デザイン学校など</li> <li>・外国の高校・高専・短大・大学・大学院など(原則6カ月以上の留学に限る)</li> </ul>	<p>主な提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・借入申込書</li> <li>・運転免許証またはパスポート</li> <li>・世帯全員(続柄を含む)が記載された住民票の写し(原本)または住民票記載事項証明書(いずれも本籍地や個人番号(マイナンバー)は不要)</li> <li>・源泉徴収票または確定申告書(控)</li> <li>・住宅ローン(又は家賃)と公共料金のお支払いを確認できる預金通帳(最近6か月分以上)</li> </ul> <p>入学資金を申し込む場合は、合格通知書、入学許可書など 在学資金を申し込む場合は、在学を確認できる書類(学生証、在学証明書など)とお使いみちが確認できる書類(授業料納付通知書、見積書など)</p>
<p>銀行等各種金融機関</p> <p>例：府の指定金融機関であるりそな銀行の「教育ローン」の場合</p> <p>クレジットセンター Tel.(0120)25-8156 <a href="http://www.resona-gr.co.jp/resonabank/">http://www.resona-gr.co.jp/resonabank/</a></p>	<p>10万円～500万円 (1万円単位)</p> <p>※医学部、法科大学院への就学費用は1,000万円以内 (1万円単位)</p>	<p>20歳～66歳未満で最終返済時の年齢が満75歳未満</p>	<p>10年以内</p> <p>元金据置は最長4年6ヶ月かつ就学期間内</p> <p>※医学部、法科大学院への就学費用は12年以内(1年単位)</p>	<p>4.475% (変動金利) H31.3現在</p>	<p>・貸付時期 年中</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園・小学校・中学校・高校・高専・大学・短大・大学院・予備校・専修学校</li> <li>*各種学校を対象とするかは、銀行により異なる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収入証明(申込金額が50万円を超える場合)</li> <li>・本人確認資料</li> <li>・通帳、届印</li> <li>・資金用途を証明する書類</li> <li>・その他必要に応じた書類</li> </ul>

機関名(名称)	貸付限度額	資格	返済期限	(貸付)利率	申込及び貸付時期	対象校	備考
近畿労働金庫 ろうきんフレックスローン：教育  お客さまセンター 0120-191-968 近畿労働金庫ホームページ <a href="https://www.rokin.or.jp/">https://www.rokin.or.jp/</a>	1,000万円以内  ※所属組合・雇用形態等によって異なる場合があります。	●会員組合員 (近畿労働金庫に出資加入している労働組合等の組合員)  ●生協組合員 (近畿労働金庫に出資加入し相互の協同・連携を確認している生協の組合員の方および同一生計のご家族)  ●一般勤労者 (上記、会員組合員・生協組合員以外の方で、近畿2府4県にお住まいかお勤めの方)	最長20年  ※店頭で返済額を試算いたします。	【固定金利】  ●会員組合員の方 年2.7%または年3.2% ●生協組合員の方 年2.98%または年3.2% ●一般勤労者の方 年3.2%  ※利率はすべて保証料込み ※審査により保証機関・ご融資金利が異なります。 ※平成31年3月1日現在	通期	・幼稚園、小学校、中学校、高等学校、高専、大学、短大、大学院 ・専門学校 ・予備校	・入学、在学を証する書類(合格通知書、在学証明書、学校が発行する専用納付書等) ・資金の使途証明書類(入学資金明細書、授業料納付書等) ・収入証明書(所得証明書、住民税決定通知書等) ・本人確認書類(運転免許証、健康保険証等) ・その他  ※店頭で商品説明書・申込書類をご用意しております。
近畿労働金庫 ろうきん教育ローン(カード型)			最長20年	【変動金利】  ●会員組合員の方 年2.7% ●生協組合員の方 年2.98% ●一般勤労者の方 年3.2%  ※利率はすべて保証料込み  ※ローンカードご利用期間中は1年毎の自動更新となります。  ※平成31年3月1日現在			
近畿労働金庫  (2019年度日本学生支援機構奨学生に対する入学金融融資制度)	最高74万円 (入学金・授業料)  ※既に納入した場合は対象外  「決定通知」に記載の「入学時特別増額貸与奨学金」および「一時金額給付奨学金」合計額の範囲内	・日本学生支援機構の奨学金対象校に進学する奨学生採用候補者で奨学金受取口座を労働金庫に指定できること ・近畿労働金庫の地域内に居住または勤務先のある者の子であること ・融資申込時点で「入学時特別増額貸与奨学金」あるいは「一時金額給付奨学金」の支給要件を満たしていること	「増額奨学金」が奨学金振込口座に振込まれる日、または、7月の奨学金支給日のいずれか早く到来する日まで	年1.76% (固定金利)	・貸付時期  平成30年11月1日から平成31年3月29日まで	・大学・短大 ・大学院 ・専修学校(専門課程)  ※「入学時特別増額貸与奨学金」および「一時金額給付奨学金」支給対象校および対象学科であること	・奨学生採用候補者決定通知 ・進学先の合格通知 ・入学時に必要な金額がわかる書類 ・進学先所定の振込用紙等 ・親子関係確認書類(健康保険証または住民票等) ・本人確認書類(運転免許証、健康保険証等) ・その他  ※店頭で説明書・申込書類をご用意しております。
ヒューファイナンスおおさか 一般財団法人 大阪府地域支援人権金融公社 (入学準備資金) 直接の申込みは受け付けない 市町村等の相談窓口へ <a href="http://www.hf-osaka.jp/">http://www.hf-osaka.jp/</a>	○高等学校等 60万円以内  ○大学等 100万円以内	・高校・大学等に進学を予定している生徒保護者で、市町村等の相談窓口の推薦を受けた者	修学年限以内	1.78%  (公社所定金利)  H31.3現在	・申込期間 随時 ただし、相談日が設定されている ・貸付時期 資金が必要となる時まで	・大学・短大 ・専修学校 ・高校	・給与証明書 ・入学を確認できる書類 ・資金の使途、金額が確認できる書類 ・その他

※ 各機関によって、貸付限度額・利率等に変更がある場合がありますので、利用にあたっては各機関等にお問い合わせください。

# 市町村奨学金制度一覧表

注意：利用にあたっては必ず各市町村の窓口で確認してください。

平成31年4月現在

市町村名	高 校		大 学		専 修 学 校				給付・貸付の別	他の併給奨学金可否	募集期間	担当課	備 考
	国公立	私 立	国公立	私 立	高等課程		専門課程						
	月 額	月 額	月 額	月 額	月 額	月 額	月 額	月 額					
大 阪 市	円 年額 第1学年 107,000 上記以外 72,000 以内	円 年額 第1学年 107,000 上記以外 72,000 以内			円	円	円	円	給付	給付型 とは併 給不可	6月中～7月1日 (各学校で設定)	学校経営管理センター 事務管理担当  06-6575-4649	大阪市内に住所を有し、市民税非課税世帯（生活保護世帯を除く）で、高等学校、中等教育学校の後期課程又は高等専門学校に通学する生徒。 ※府の奨学のための給付金対象者は当該給付金額を控除する。大阪府以外の給付型奨学金を受ける場合は、支給を停止、又は減額することがある。 請求にあたっては領収書等必要。
堺 市	年額 32,000	年額 32,000			年額 32,000	年額 32,000			給付	給付型 とは併 給不可	7.1～7.10	学務課奨学係 072-228-7485	・高校1年生と特別支援学校高等部に通学する生徒。 世帯の前年分所得により審査。採用予定人員480名 ・大阪府の「奨学のための給付金」との併給不可
豊 中 市	年額 80,000	年額 200,000			年額 80,000	年額 200,000			無利子 貸付	可	3月～翌1月末	教育総務課 学務係 06-6858-2553	所得制限あり
池 田 市	(※) 3,000	(※) 3,000	10,000	10,000					給付	給付型 とは併 給不可	4月中	総務・学務課 072-754-6291	・経済的理由のため学費の支弁が困難な者。 ・採用予定人数：若干名 ※申請は高校・大学1年生に限る。
箕 面 市	年額 150,000 以内	年額 300,000 以内			年額 150,000 以内	年額 300,000 以内			無利子 貸付	可	4月頃 その後随時	学校生活支援課 072-724-6760	・貸付額については担当課にお問い合わせください。 ・専修学校：修業年限2年以上が対象 ・採用予定者数：各年度の貸与計画による。
	年額 50,000	年額 50,000			年額 50,000	年額 50,000			給付	可	4月頃		・専修学校：修業年限2年以上が対象 ・採用予定者数：各年度の貸与計画による。 ・市民税非課税世帯対象（ただし生活保護世帯を除く）
吹 田 市	4,000	4,000			4,000	4,000			給付	可	一言受付4月 随時受付5.1～3.31	学務課 06-6384-2458	市民税所得割非課税措置に準ずる世帯で、学習意欲があるとの学校長推薦が得られる生徒に、学習用図書等の購入費用の支援として支給する。（生活保護世帯を除く）
高 槻 市	7,000	10,000	11,000	14,000	7,000	10,000	11,000	14,000	無利子 貸与	可	予約募集11.1～11.30 追加募集6月下旬～7月上旬	学務課学事チーム 072-674-7627	専修学校は修学年限2年以上が対象
茨 木 市	4,000	4,000			4,000	4,000			給付	可	5.1～5.31 その後随時	学務課 学事係 072-620-1684	【平成30年3月以前から引き続き高等学校等に在学されている方が対象】 市民税非課税世帯（生活保護世帯を除く）
摂 津 市		3,500				3,500			給付	可	2月～3月	子育て支援課 06-6383-1980（直通）	・所得制限あり ・校長推薦必要（※一部変更予定）
守 口 市	7,000	14,000			7,000	14,000			無利子 貸付	不可	10.1～11.15 12.1～1.31	教委総務課 06-6995-3152	生活保護法により高等学校等就学費を受けることができる場合を除く。所得制限あり。連帯保証人必要。
枚 方 市	4,500	6,500			4,500	6,500			給付	可	6月中	学務課 050-7105-8043	住民税課税標準額の低い順に予算の範囲内で選定。 但し、府の奨学のための給付金対象者は選定の対象としない。
大 東 市	6,000	6,000	12,000	12,000	6,000	6,000			無利子 貸与	可	1.5～1.31	学校管理課 072-870-9642	大阪府育英会との併給は不可 専修学校は高等課程のみ短大は大学と同じ 平成31年度以降は専門職大学及び専門職短期大学も貸付対象
門 真 市	5,000	5,000			5,000	5,000			給付	可	2.1～2.28	学校教育課指導・人権教育G 06-6902-7042(直通)	生活保護法により高等学校等就学費を受けることができる場合を除く。所得制限あり。レポート及び面接による選考あり。
交 野 市	年額 40,000	年額 40,000	年額 60,000	年額 60,000	年額 40,000	年額 40,000	年額 60,000	年額 60,000	無利子 貸付	可	1.5～3月末	学校管理課 072-810-8011	所得制限あり 連帯保証人が必要
東 大 阪 市	8,000	13,000	14,000	17,000					無利子 貸付	可	4.10～5.20	学事課 06-4309-3272	短大及び高専4年以上は大学と同じ、高専1～3年生は高校と同じ
八 尾 市	4,000	4,000			4,000	4,000			給付	可	6月	学務給食課奨学係 072-924-3872(直通)	世帯の前年分所得等により審査（生活保護世帯を除く） を行い、定員（250名）を選考する。
柏 原 市	年額 150,000	年額 150,000			年額 150,000	年額 150,000			無利子 貸与	可	12月～3月	指導課奨学係 072-972-1698（ダイヤル）	総額25万円（1年生年額15万円、2・3年生年額5万円） 採用予定10名程度
富 田 林 市	年額 40,000	年額 40,000			年額 40,000	年額 40,000			給付	可	3月初旬～4月初旬	教育指導室人権教育係 0721-25-1000(内364)	生活保護法により高等学校等就学費を受けることができる場合を除く。予算の範囲内で給付 約100名
河 内 長 野 市	3,000	3,000							給付	可	6.1～6.30	教育指導課 0721-53-1111(内762)	対象：住民税非課税世帯・準ずる世帯（生活保護世帯を除く。） 採用：120名予定
大 阪 狭 山 市	12,000	12,000			12,000	12,000			無利子 貸与	不可	4月中	学校教育グループ 072-366-0011(内810)	学校長の推薦、連帯保証人が必要
和 泉 市	6,000	8,000			6,000	8,000			無利子 貸与	貸与型 とは併 用不可	2月初旬～3月中旬	学校教育部指導室 0725-99-8160（直通）	大阪府育英会等、他の貸与型との併用不可。 所得制限あり。連帯保証人が必要。

市町村名	高 校		大 学		専 修 学 校				給 付 の 別 ・ 貸 付	可 否 の 他 の 併 給 学 金	募 集 期 間	担 当 課	備 考
	国公立 月 額	私 立 月 額	国公立 月 額	私 立 月 額	高等課程		専門課程						
					国公立 年 額	私 立 年 額	国公立 年 額	私 立 年 額					
高 石 市	60,000	150,000	150,000	200,000	60,000	150,000	60,000	150,000	無利子 貸与	可	4.初旬～4.下旬	学校教育課 072-275-6434	中等教育学校の後期課程及び高専は高校と同じ。短大は専 修学校と同じ。
岸 和 田 市	12,000	12,000			12,000	12,000			無利子 貸与	可	12月初旬～中旬頃	教育総務部総務課学事担当 072-423-9607	平成30年度採用者（平成31年度入学者）は左記のとおり。 平成31年度採用者（平成32年度入学者）より改定予定。
貝 塚 市			15,000	20,000			15,000	20,000	無利子 貸与	可	8月・1月	学校教育課 072-433-7108(ぐ'1ｲﾙｲ)	短大は大学と同じ。 所得制限あり
泉 佐 野 市	5,000	5,000	30,000 以内	40,000 以内	5,000	5,000	30,000 以内	40,000 以内	無利子 貸与	可	4月初旬	学校教育課 072-493-2090(直通)	連帯保証人が必要。
能 勢 町	15,000	15,000	30,000	30,000	15,000	15,000	30,000	30,000	無利子 貸与	可	1月中旬～ 2月下旬	生涯教育課 072-734-2451(直通)	所得制限あり 保証人が必要
豊 能 町	12,000	12,000	25,000	25,000	12,000	12,000	25,000	25,000	無利子 貸与	可	4.8～5.8	教育総務課 072-739-3426	保証人が必要 短大及び高専（4年以上）は大学と同じ
島 本 町	4,000	10,000							無利子 貸付	可	12.1～1.10	教育総務課 075-962-0390	高等専門学校は高校と同じ
忠 岡 町	7,000	7,000							無利子 貸付	可	3.1～4.30	教育総務課 0725-22-1122	

### 市 町 村 入 学 資 金 一 覧 表

注意：利用にあたっては必ず各市町村の窓口で確認してください。

市町村名	高 校		大 学		専 修 学 校				給 付 の 別 ・ 貸 付	可 否 の 他 の 併 給 学 金	募 集 期 間	担 当 課	備 考
	国公立 円	私 立 円	国公立 円	私 立 円	高等課程		専門課程						
					国公立 円	私 立 円	国公立 円	私 立 円					
豊 中 市		200,000 以内							有利子 貸付	不可	12月～1月下旬 (3月下旬まで延 長の場合あり)	教育総務課 学務係 06-6858-2553	金融機関（市指定）への貸付の斡旋 期限内完済者に対し ての利子補給制度あり 3年以内に返済
箕 面 市		200,000 以内				200,000 以内			無利子 貸付	可	1月頃	学校生活支援課 072-724-6760	・専修学校：修業年限2年以上が対象 ・採用予定者数：各年度の貸与計画による。
茨 木 市	第1子 130,000 第2子以降※ 140,000	第1子 130,000 第2子以降※ 140,000			第1子 130,000 第2子以降※ 140,000	第1子 130,000 第2子以降※ 140,000			給付	可	1月初旬～3月末	学務課 学事係 072-620-1684	市民税非課税世帯（生活保護世帯を除く） ※平成8年4月2日～平成16年4月1日生まれの兄弟姉妹 が同一世帯にいる場合、第2子として支給。該当者が2人 以上の場合、1人は第1子として支給
守 口 市	30,000	160,000	130,000	200,000	30,000	160,000		180,000 以内	無利子 貸付	不可	10.1～11.15 12.1～1.31	教委総務課 06-6995-3152	生活保護法により高等学校等就学費を受けることができる 場合等を除く。所得制限あり。連帯保証人必要。
大 東 市	10,000	70,000	80,000	100,000	10,000	70,000			無利子 貸付	可	1.5～1.31	学校管理課 072-870-9642	大阪府育英会との併給は不可 専修学校は高等課程のみ 短大は大学と同じ 平成31年度以降は専門職大学及び専門職短期大学も貸付 対象
交 野 市	60,000	60,000	90,000	90,000	60,000	60,000	90,000	90,000	無利子 貸付	可	1.5～3月末	学校管理課 072-810-8011	所得制限あり 連帯保証人が必要
東 大 阪 市		150,000	200,000	200,000					無利子 貸付	可	12.14～1.20	学事課 06-4309-3272	短大は大学と同じ
八 尾 市		140,000 以内				140,000 以内			無利子 貸付	不可	11月下旬～ 12月中旬頃	学務給食課奨学係 072-924-3872(直通)	・保証人が必要 ・申請先は在学する中学校 ・所得制限あり
富 田 林 市	10,000	10,000			10,000	10,000			給付	可	3月初旬～4月初旬	教育指導室入権教育係 0721-25-1000(内364)	生活保護法により高等学校等就学費を受けることができる 場合を除く。奨学金認定者のうち、1年生のみ付加 貸付金額は3つの貸与額のうちいずれかを選択 申請は在学中学校で受付
松 原 市	150,000 100,000 50,000	150,000 100,000 50,000			150,000 100,000 50,000	150,000 100,000 50,000			無利子 貸付	可	12月中旬 ～ 1月中旬	教職員課 072-337-3132	
和 泉 市	90,000 30,000	90,000 30,000			90,000 30,000	90,000 30,000			無利子 貸与 貸与型 とは併 用不可 給付	不可 可	2月初旬～ 3月中旬	学校教育部指導室 0725-99-8160(直通)	大阪府育英会等、他の貸与型との併用不可。 所得制限あり。連帯保証人が必要。 生活保護法により高等学校等就学費を受けることができる 場合を除く。所得制限あり。
岸 和 田 市	100,000	100,000	200,000	200,000	100,000	100,000	200,000	200,000	無利子 貸付	可	12月初旬～中旬頃	教育総務部総務課学事担当 072-423-9607	平成30年度採用者（平成31年度入学者）は左記のと おり。 平成31年度採用者（平成32年度入学者）より一部改定予 定。
貝 塚 市	50,000 を限度	150,000 を限度	50,000 を限度	短大 200,000 を限度 大学 250,000 を限度	50,000 を限度	150,000 を限度	50,000 を限度	2年課程 200,000 を限度 3年課程以上 250,000 を限度	無利子 貸与	可	8月・1月	学校教育課 072-433-7108(ぐ'1ｲﾙｲ)	各貸与額を限度として10,000円単位で希望する額を貸与 8月募集分は、大学・専修学校(専門課程)が対象 対象：住民税非課税世帯（ただし、一人親世帯は別に定め る。）
能 勢 町	実費相当分	実費相当分	実費相当分	実費相当分	実費相当分	実費相当分	実費相当分	実費相当分	無利子 貸与	可	1月中旬～ 2月下旬	生涯教育課 072-734-2451(直通)	入学時に必要となる教科書代、制服代の実費相当分を貸 与。奨学金の貸与を受けることが必要。
島 本 町	10,000	80,000							無利子 貸付	可	12.1～1.10	教育総務課 075-962-0390	大阪府育英会の入学資金の貸与を受けている者は、貸与額 の1/2を貸与 高等専門学校は高校と同じ

## 高校における1年次納付金（入学料・授業料、学習費）参考例

### 1 府立高校（全日制課程普通科）

	必要な経費
入 学 料	5,650円
授 業 料	118,800円（月額9,900円）
学 校 諸 費	学校、課程により異なります。

（注）入学料は、入学許可日（合格発表日）以降の学校が指定する日までに納付が必要です。授業料については、概ね年収が910万円未満の方は、申請することにより、高等学校就学支援金が支給され、授業料の納付は必要ありません。

「高等学校等就学支援金」

※受給資格の確認は、年収ではなく、市町村民税所得割額(平成30年7月1日以降は、道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額)で行います。

この額が30万4200円(平成30年7月1日以降は507,000円)以上の場合、授業料の全額を負担していただきます。

※上記年収はサラリーマン世帯の目安です

（両親の一方が働いていて、高校生1人、中学生1人の家庭の場合）。

年収目安は家庭の状況（家族構成、サラリーマンか自営業か等）で大きく異なる場合があります。必ず市町村民税所得割額を確認ください。

### 2 府内の私立高校

	必要な経費（平均）
入 学 料	194,253円
授 業 料	576,194円
施設設備費等	26,611円
学 校 諸 費	学校、課程により異なります。

（注）授業料については、就学支援金、授業料支援補助金の給付対象となる場合であっても、給付前に納期が到来する授業料等については、いったん納付する必要があります。入学料、授業料は学校により異なります。

※文部科学省 平成29年度私立高等学校等授業料等の調査結果より抜粋

### 3 高校（全日制）に係る学習費（全国平均）

（単位：円）

区 分	公立			私立			
	第1学年	第2学年	第3学年	第1学年	第2学年	第3学年	
①学校教育費	359,059	233,270	130,943	976,614	683,144	544,735	
内 訳	授業料	22,254	—	—	264,410	256,374	254,466
	修学旅行・遠足・見学費	20,177	68,588	2,542	37,243	108,427	9,315
	学級・児童会・生徒会費	14,163	12,448	12,631	11,606	10,603	12,686
	PTA会費	7,521	6,920	6,690	14,445	13,501	13,514
	その他の学校納付金 ※1	34,676	22,906	27,830	337,633	126,627	130,512
	寄附金	226	34	194	5,136	793	513
	教科書費・教科書以外の図書費	32,722	18,851	11,204	34,486	18,819	13,716
	学用品・実験実習材料費	31,989	8,759	7,008	32,201	9,333	7,271
	教科外活動費	63,728	39,635	15,153	72,110	45,958	17,686
	通学費	57,664	41,671	35,940	74,388	74,832	71,260
	制服	52,905	4,419	2,186	70,783	7,869	2,875
	通学用品費	15,294	7,117	5,095	15,794	7,788	5,168
	その他	5,740	1,922	4,470	6,379	2,220	5,753
②学校外活動費 ※2	129,075	159,695	214,781	202,377	256,017	310,905	
学 習 費 総 額 (①+②)	488,134	392,965	345,724	1,178,991	939,161	855,640	

※1 当該学校に入学するための入学検定料・入学金、私立学校における施設設備資金及び上記以外の学校納付金で、保健衛生費、日本スポーツ振興センター共済金等の安全会掛金、後援会費、冷暖房費、学芸会費等として徴収した経費。

※2 補助学習費及びその他の学校外活動費の合計。予習・復習・補習などの学校教育に関する学習をするために支出した経費や知識や技能を身に付け、豊かな感性を培い、心とからだの健全な発達を目的としたけいこごとや学習活動、スポーツ、文化活動などに要した経費。

※文部科学省 子どもの学習費調査（平成26年度全国平均 平成27年12月24日公表）より抜粋。

## 大学等における1年次納入金参考例

### 1 国公立大学

	必要な経費
入 学 料	282,000円
授 業 料	535,800円

入学料については地域内、地域外によって異なる場合があります。

その他として、設備費や傷害保険、同窓会などの費用が必要な場合もあります。

### 2 私立大学

	初年度学生納付金（文科系学部）	初年度学生納付金（理科系学部）
入 学 料	231,811円	254,941円
授 業 料	781,003円	1,101,854円
施設設備費	152,496円	184,102円
計	1,165,310円	1,540,896円

### 3 私立短期大学

	初年度学生納付金
入 学 料	244,948円
授 業 料	699,876円
施設設備費	174,548円
計	1,268,067円

### 4 私立高等専門学校

	初年度学生納付金
入 学 料	202,609円
授 業 料	455,478円
施設設備費	127,174円
計	785,261円

※2, 3, 4 文部科学省 平成30年12月発表

私立大学等の平成29年度入学者に係る学生納付金等調査結果より抜粋

(注) 学校、選択した学科等により納付金額は異なりますのでご注意ください。

## ☆奨学金制度全般についての問い合わせ先

大阪府教育庁教育振興室高等学校課生徒指導グループ (大阪市中央区大手前2丁目)	TEL (06) 6946-7599
大阪市教育委員会学校経営管理センター事務管理担当 (大阪市港区弁天1-2-1-1100)	TEL (06) 6575-4646
堺市教育委員会総務部学務課 (堺市堺区南瓦町3-1)	TEL (072) 228-7485
堺市人権ふれあいセンター (堺市堺区協和町2-61-1)	TEL (072) 245-2530
豊中市豊中人権まちづくりセンター (進路相談) (豊中市岡町北3-13-7)	TEL (06) 6841-1313
相談日: 月・水・金 (要予約)	
豊中市蛍池人権まちづくりセンター (進路相談) (豊中市蛍池北町2-3-1)	TEL (06) 6841-5326
相談日: 火・金 (要予約)	
豊中市青年の家いぶき 図書室 (進路相談) (豊中市服部西町4-13-1)	TEL (06) 6858-2573
相談日: 木 (要予約 人権教育課)	
池田市教育委員会学校教育推進課 (池田市城南1-1-1)	TEL (072) 754-6293
池田市教育委員会総務・学務課 (くすのき奨学金) (池田市城南1-1-1)	TEL (072) 754-6291
箕面市立萱野中央人権文化センター (箕面市萱野1-19-4)	TEL (072) 722-7400
吹田市立教育センター (吹田市出口町2-1)	TEL (06) 6384-4488
高槻市教育委員会教育指導課 (高槻市桃園町2-1)	TEL (072) 674-7631
茨木市教育センター (茨木市駅前4-6-16クリエイティブセンター内)	TEL (072) 626-4400
摂津市教育センター (摂津市香露園34-1)	TEL (072) 637-0783
守口市教育委員会 (守口市京阪本通2-5-5)	TEL (06) 6995-3152
枚方人権まちづくり協会 (枚方市岡東町12-1-502)	TEL (072) 844-8788
寝屋川市教育委員会 (寝屋川市本町1-1)	TEL (072) 824-1181
NPO 法人 ほうじょう (大東市北条3-10-5)	TEL (072) 876-2560
特定非営利活動法人大東野崎人権協会 (大東市野崎1-24-1)	TEL (072) 879-8810
門真市教育委員会 (門真市中町1-1)	TEL (06) 6902-7042
四條畷市教育委員会 (四條畷市中野本町1-1)	TEL (072) 877-2121
四條畷市人権協会 (四條畷市中野本町1-1)	TEL (072) 803-7355
交野市立青年の家 (交野市私部2-29-1)	TEL (072) 810-8011
交野市人権協会 (交野市天野が原町5-5-1)	TEL (072) 817-0997
東大阪市立長瀬人権文化センター (東大阪市長瀬町3-4-3)	TEL (06) 6720-1701
東大阪市立荒本人権文化センター (東大阪市荒本2-6-1)	TEL (06) 6788-7424
八尾市教育センター (八尾市水越二丁目117番地)	TEL (072) 941-9974



柏原市教育研究所（柏原市大正1-9-53）	TEL（072）970-3123
富田林市教育委員会教育指導室（富田林市常盤町1-1）	TEL（0721）25-1000 （内線364）
富田林市立人権文化センター（富田林市若松町1-9-12）	TEL（0721）24-0583
富田林市立児童館（富田林市若松町1-7-47）	TEL（0721）25-0666
富田林市人権協議会（富田林市若松町1-9-12）	TEL（0721）24-3700
河内長野市人権協会（河内長野市原町1-1-1）	TEL（0721）53-1111 （内線577）
松原市人権交流センター（松原市南新町2-141-1）	TEL（072）332-5705
羽曳野市立教育研究所（羽曳野市軽里1-1-1）	TEL（072）958-0155
藤井寺市教育相談室（藤井寺市北岡1-2-8）	TEL（072）938-1008
大阪狭山市教育委員会学校教育グループ（大阪狭山市狭山1-2384-1）	TEL（072）366-0011
泉大津市教育支援センター（泉大津市戎町3-41）	TEL（0725）31-4460
和泉市立人権文化センター（和泉市伯太町6-1-20）	TEL（0725）44-0030
和泉市教育委員会指導室（和泉市府中町2-7-5）	TEL（0725）99-8160
高石市教育委員会学校教育課（高石市加茂4-1-1）	TEL（072）275-6434
岸和田市教育委員会教育総務部総務課学事担当（岸和田市岸城町7-1）	TEL（072）423-9607
岸和田市教育委員会教育相談室（岸和田市天神山町1-1-2）	TEL（072）426-1035
貝塚市立青少年人権教育交流館（貝塚市福田91番地）	TEL（072）432-5959
泉佐野市教育委員会学校教育課（泉佐野市市場東1-295-3）	TEL（072）493-2090
泉佐野市人権協会（泉佐野市市場東1-295-3）	TEL（072）458-7444
泉佐野市立北部市民交流センター本館（泉佐野市下瓦屋222-1）	TEL（072）464-5725
泉佐野市立南部市民交流センター本館（泉佐野市南中樫井476-2）	TEL（072）466-1641
泉南市教育委員会学務課（泉南市樽井1-1-1）	TEL（072）483-3673 （内線2701）
泉南市人権協会（泉南市立人権ふれあいセンター内、泉南市樽井9-16-3）	TEL（072）485-1401
阪南市教育委員会学校教育課（阪南市尾崎町35-1）	TEL（072）471-5678
能勢町教育委員会（豊能郡能勢町宿野29）	TEL（072）734-0001
豊能町教育委員会（豊能郡豊能町余野414-1）	TEL（072）739-3426
島本町教育センター（三島郡島本町広瀬3-1-30）	TEL（075）962-4238
太子町教育委員会（南河内郡太子町山田88）	TEL（0721）98-5532
河南町教育委員会（南河内郡河南町白木1359-6）	TEL（0721）93-2500
千早赤阪村教育委員会（くすのきホール内、南河内郡千早赤阪村大字水分263）	

	TEL (0721) 72-1300
忠岡町教育委員会 (泉北郡忠岡町忠岡東1-34-1)	TEL (0725) 22-1122
熊取町教育委員会 (泉南郡熊取町野田1-1-1)	TEL (072) 452-6361
田尻町教育委員会 (泉南郡田尻町嘉祥寺883-1)	TEL (072) 466-5022
岬町教育委員会学校教育課 (泉南郡岬町深日2000-1)	TEL (072) 492-2719